

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日  
京都市条例第136号）（建設局都市整備部拠点整備課）

京都市ラクト健康・文化館の利用者の拡大を図るため、次のとおり開館時間、  
受付時間及び休館日を変更することとしました。

1 コミュニティルーム以外の施設の日曜日及び国民の祝日に関する法律に  
規定する休日の開館時間及び受付時間の変更

区 分	改 正 前	改 正 後
開館時間	午前9時30分から午後7時ま で	午前9時30分から午後9時ま で
受付時間	午前9時30分から午後6時ま で	午前9時30分から午後8時ま で

2 休館日の変更

改 正 前	改 正 後
1月1日から同月3日まで及び12月 28日から同月31日まで	1月1日から同月3日まで、12月30 日及び同月31日

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第136号

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「午後7時」を「午後9時」に、「午後6時」を「午後8時」に、  
「及び12月28日から同月31日まで」を「、12月30日及び同月31日」  
に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(建設局都市整備部拠点整備課)